## 欠陥住宅被害全国連絡協議会主催

## マンション共用部分の100%補修の

## 実現を求める院内集会

政府は、区分所有法の改正法案を国会に提出する予定です。改正法 案には、共用部分に係る損害賠償請求権等の行使の円滑化のための改 正も含まれています。

問題は、改正法案では、区分所有権を譲渡した旧区分所有者が、共用部分に係る損害賠償請求権を留保することができ、管理組合に共用部分を補修するための費用が100%帰属しない余地が残されている点にあります。

この集会では、改正法案の問題点を報告し、マンション共用部分の 100%補修を実現する法改正の必要性を明らかにします。是非ご参 加ください。

日 時 **2024年12月12日**(木) 16:00~17:30 (開場) 15:30

場 所 衆議院第二議員会館 多目的会議室 \*事前の申込は不要です。

## プログラム

- 1 開会のあいさつ(欠陥住宅被害全国連絡協議会代表幹事木津田秀雄)
- 2 改正法案の問題点と解決方法についての報告(弁護士神崎哲)
- 3 本集会開催の意義(弁護士山崎省吾)
- 4 全国マンション管理組合連合会からの報告
- 5 区分所有法制はどうあるべきか(花房博文創価大学教授)
- 6 参加した議員のみなさまからのご発言
- 7 まとめと閉会挨拶(弁護士吉岡和弘)

【問合せ先】 吉岡和弘法律事務所 TEL 022-214-0550